

子 高 第 2 1 1 7 号
平成 27 年 2 月 16 日

介護職員初任者研修指定事業者の代表者
福祉用具専門相談員指定講習事業者の代表者 殿

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長

「沖縄県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱」
の一部改正について

平素は本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、御尽力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして「福祉用具専門相談員について」の一部改正について（平成 26 年 12 月 12 日老振発 1212 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知）により、要綱を一部改正いたしましたので新要綱を添えて通知します。

本改正により、福祉用具専門相談員となるための要件から養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1 級課程・2 級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）を除き、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定することとなりましたので、受講者への周知をお願いします。

記

（別添資料）

1. 「沖縄県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱」
の一部改正内容について
2. 「沖縄県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱」新旧対照表
3. 沖縄県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱

担当

子ども生活福祉部高齢者福祉介護課
在宅福祉班 安富 太一

TEL 098-866-2214

FAX 098-862-6325